

教育原理⑨

令和4年6月1日（水）
八戸学院大学短期大学部幼児保育学科

日本の教育思想と歴史

- 近代以前の日本の教育
- 日本の近代教育制度の確立期
- 公教育制度の整備と教育勅語
- 大正期の教育運動
- 倉橋惣三・城戸幡太郎の幼児教育思想

I. 近代以前の日本の教育

1. 日本の近代化を支えてきた寺子屋

- 江戸時代に広く普及した、庶民のための教育機関。
- 天明・寛政年間（**1781**年～**1801**年）に民間の教育施設として急速に普及した。
- 様々な身分の人が師匠（教師）として経営していた。
（僧侶、神官、医者、武士、漢学者、庶民）

江戸時代までの幼児教育思想

- 「子宝思想」～子どもは何ものにもかえがたい、神からの授かりものとして大切な存在。

→逆の側面では、**堕胎や間引き**といった子どもの生存を奪うという実態もあった。

江戸時代までの幼児教育思想

家庭教育が尊重された。

→幼児に対して教え込むというよりは、親自身が生きていく生活があり、それが幼児に自然的な感化を与えるという構図があった。

2. 寺子屋の数は？

- 江戸時代に、経済活動が盛んになったことによって、文字の読み書きや計算が重要視されることになった。

→幕末期（**1860**年代）には3万校以上あった。

→一部の寺子屋施設は、明治新政府の定める小学校の教場として利用された。

江戸時代の幼児教育思想

□ 中江藤樹（なかえ　とうじゅ） **1608年～1648年**

幼少期からの教育が必要であると唱え、**子ども世界の独自性を踏まえた教育**が重要であるとした。

「子に教ゆるに、幼少と成人との差別あり。幼少の時
には、父母、乳母などの心行を教の根本とす。」

江戸時代の幼児教育思想

□ 貝原益軒（かいばら えきけん） **1630年～1714年**

→随年教法～6歳から、**発達段階に沿った教育課程・教育方法**を示した。

→和俗童子訓～**子どもに対する教育は早くするべきである**と唱える。

Ⅱ. 日本の近代教育制度の確立期

1. 「学制」

1871(明治4)年に、教育行政機関として文部省を設置し、翌**1872(明治5)**年に全国的な教育制度である「学制」が制定された。

→欧米を由来の功利主義や個人主義を認める制度として制定された。しかし...

Ⅱ. 日本の近代教育制度の確立期

1. 「学制」～当時の就学率



教育の費用が住民負担だったため、就学拒否や教育費負担の拒否が多く、一般化されるには至らなかった。

Ⅱ. 日本の近代教育制度の確立期

2. 「教育令」

- **1879(明治12)**年に、学制に代わる学校教育制度として公布された。

→学区割など各地方に任される部分が多く、地域によって教育の環境や質に格差が生まれることとなった。

→翌**1880(明治13)**年には改正教育令が公布され、国による統制が強化された。

Ⅱ. 日本の近代教育制度の確立期

2. 「改正教育令」

- 改正の前年、明治天皇の意向を汲んだ「教学聖旨」の影響により、教育令にあった自由主義から、儒教的道徳観の重視に回帰していった。

→後の、「教育勅語」の理念の先駆けとなった。

明治時代の幼児教育思想①

□ 福沢諭吉（ふくざわ ゆきち） **1835年～1901年**

「新女大学」～家庭内の両親の生活態度が作り出す家風が、自然の生活の中で子の教育に役立つ。

「福翁自伝」～（幼児期においては）衣食、言葉遣いには留意するが、他は自由闊達な活動、特に身体を自由に動かし遊ぶことが大切である、と主張した。

Ⅲ. 公教育制度の整備と教育勅語

1. 森有礼（もり　ありのり）の教育改革

内閣制度発足後初の文部大臣として務めた。

「国家のための教育」という考えに基づいて教育制度改革を推し進めた。

→「富国強兵」を支える国家教育という流れが、その後の日本の教育方針を位置付けた。

Ⅲ. 公教育制度の整備と教育勅語

2. 教育勅語

「国家のための教育」という捉えは、大日本帝国憲法で示された「天皇主権」という考えのもと、天皇中心の国家主義教育としてその後も強化されていった。

『教育勅語』

天皇が発した、教育に関する勅令。皇室の徳、父母への孝行、国への愛など、国民教育に関する基本理念を示した。

明治時代の幼児教育思想②

□ 自由民権家 植木枝盛（うえき えもり） **1857年～1892年**

「育幼論」～子に虚を言わない、お化けなどで脅かさない、打つ・殴るなどの非道はしない、干渉しすぎないなど、子の育て方についても言及した。

～自立の精神の育成方法は、国家形成の担い手を一身独立の個人に求めた民権の課題と結びつけたものであるし、その主権者を作る育児態度を示した。

→子の権利を主張した。

IV. 大正期の教育運動

1. 「新教育運動」のうねり

国の教育は国家主義的な方向へ



しかし、民間では、自由主義的・民主主義的な教育改革運動が受け入れられるようになった。

IV. 大正期の教育運動

1. 「新教育運動」のうねり

1921(大正10)年 新教育思想者たちによる講演会が開催された。(教科書**P92**参照)

→いずれも児童中心的で、子どもの自主性・自発性を重んじた内容。

大正時代の幼児教育思想

- 社会主義思想家 堺 利彦（さかい としひこ） **1871**
年～**1933**年

「家庭の教育」～世間では孝ということを恐ろしく大切なものに言いはやす…。孝とは親に対する子の義務を教えた（と言うよりはむしろ命令した）ものであるらしいが、僕はかえって、子に対する親の義務を考えるに急である。

→植木以上に**子の人格尊重の立場**に踏み込んだ。

倉橋惣三(1882～1955)の幼児教育思想

- 幼児の**生活**を重視した。

→幼児のいまあるがままの生活を起点にしながら、幼児の生活をより高い次元の生活へいかに高めるかを考えた。

倉橋惣三の幼児教育思想

- 倉橋の誘導保育法

幼児一人一人の自発性と、幼児の群による社会的相互交渉を根幹とした。

→現在の幼児教育でも重要視されていることである。

倉橋惣三の幼児教育思想

倉橋が考えた保育者の資質

『**自己生活力**』～保育者が自分自身の生活を充実させているか否かが、関わる子どもの生活をより高めていくことにつながる。

→人として、男として、女として、父として、母として...

倉橋惣三の幼児教育思想

■ 倉橋が考えた保育者の資質

『心もち』～「子どもは心もちに生きている。その心もちを汲んでくれる人、その心もちに触れてくれる人だけが、子どもにとって、有り難い人、うれしい人である。……心もちは心もちである。その原因、理由とは別のことである。…多くの人が、原因や理由をたずねて、子どもの今の心もちを共感してくれない。…殊に先生という人がそうだ。その子のいまの心もちにのみ、今のその子がある。」

なぜ、「倉橋惣三」を学ぶか？

- 平成元年の幼稚園教育要領改訂

「子どもが主体的に遊びに取り組み、直接体験・経験することを通して学びを得る」という、現代の幼児教育のスタンダードの元になった思想が、倉橋の思想であった。

→そこから30年経過しているが、ますます倉橋の思想の理解が求められる。

倉橋惣三の幼児教育思想

- 倉橋の保育者論

『保育方法主義に陥らない』

教師がその専門性を発揮できるためには、保育方法を習得していなければならない。しかし、**方法のみを以ては幼児を導くことはできない。**

城戸幡太郎(1893～1985) の幼児教育思想

城戸の家庭教育の捉え。

→幼稚園・保育所は子どもの教育を通して母親をも教育し啓蒙する機関であり、幼稚園・保育所における社会協力の精神の教育を通して、母親が国民生活の全体性を意識することも可能になると考えた。。

城戸幡太郎の幼児教育思想

＜教育制度論＞

- 教育の機会均等
 - 国家の経費負担
 - 幼・保の一元化
-

城戸幡太郎の幼児教育思想

＜幼児教育思想＞

- 子どもを自己中心的（利己的）な存在として捉えた。
 - 自己中心的な存在である子どもをいかに社会生活に順応させるかを考え、社会を形成していく1人の人間としての力を養うべきだと主張した。
-

参考文献

1. シリーズ知のゆりかご「いまがわかる教育原理」

第7章 日本の教育思想と歴史

西本望編 **2018年** 株式会社みらい

2. 教育原理 第4章 教育観と子ども観の変遷—日本—

小田豊監修 野尻裕子・栗原泰子編著

2012年 光生館